



『水道メーター ～顧客および水道会社の権利～』

英議会下院のレポート その3

『水道メーター ～顧客および水道会社の権利～』

本編

2. 顧客に関する質問と懸念

2.1 一般家庭の顧客は水道メーターの設置を選択することができるか？

使用水量にもとづく料金徴収が現在おこなわれていない一般家庭の顧客は、水道会社にたいして通知をおこない、メーター検針の結果(使用水量)にもとづき請求するよう要求する法的権利を有している。

しかし、顧客からの要求があったとしても、つぎのいずれかの場合、水道会社にメーターを設置する義務は生じない。

- 当該物件にメーターを設置して給水量にもとづき請求することが、現実的にみてむずかしい場合
- 当該物件へのメーターの設置に、多大な費用がかかる場合

家庭用顧客は、メーターの設置から 12 か月以内であれば、もういちどメーターをつかわない請求形態へと戻ることができる。ただし戻するには、当該物件において従量料金制を選択したのが今回はじめてであることと、メーターの設置を申請したときに当該物件に住んでいた者が、現在も一人以上は居住していることのふたつが条件となる。

賃貸物件に住む賃借人にも、メーターの設置を申請する権利がある。Ofwat¹は、はじめに建物の大家からメーター設置の許可を得ることを推奨している。Ofwat はまた、期間が 6 ヶ月以上の定期賃貸契約²である場合、借主がメーターを設置しようとするのを大家がやめさせることはできないが、物件の改変または改善にあたり、大

¹ 訳注：Ofwat（オフワット）は、イングランドおよびウェールズにおける上下水道事業の経済面を監視する規制機関。各水道会社が徴収できる水道料金の上限を、各社の事業計画にもとづき 5 年ごとに評価・認可している。

² 訳注：定期賃貸契約（fixed-termed tenancy agreement）は、契約期間満了後に、契約が更新されることなく自動的に失効するタイプの賃貸契約のこと。

家の同意が必要になるかもしれないとしている。一方、定期賃貸契約が6か月未満のものである場合、賃借人はメーターを設置する前に、かならず大家から設置の許可を得なければならない。

2.2 水道会社がメーターを設置できない場合はどうなるのか？

合理的にみてメーターの設置がむずかしいことを理由に、またはメーターの設置に多大な費用がかかることを理由に、水道会社が顧客からのメーター設置の要請に応じられないとき、Ofwat は水道会社にたいして、「査定による請求」を行うかどうかを顧客に確認するよう義務づけている。「査定による請求」とは、当該物件で消費される水量を推定し、推定結果にもとづき請求をおこなうやりかたである。

査定による請求額をどのように算出するかは、各水道会社の判断にゆだねられている。ただし、同じ水道会社の顧客にたいしては、一律に同じ算出方法が適用されなければならない。

2.3 水道会社は顧客にたいしてメーターの設置を要求できるか？

水道会社は、不動産にメーターを物理的に設置することはできても、特定の状況をのぞいて、メーター検針の結果をもとに料金を支払うよう顧客に要求することはできない(これら特定の状況は、「規定条件」として知られている)。

実際には、顧客がつぎのいずれかに当てはまる場合、イングランドの水道会社はメーターを設置し、検針値にもとづいて請求することができる。

- 自動散水装置(庭のスプリンクラーなど)を使用している
- 自動的な仕組みによってプールまたは池に水を張っている
- 大型の浴槽をもっている
- 逆浸透膜をもちいた軟水機器を使用している
- シャワー時の水圧を増強する「パワーシャワー」を備えている
- 給水対象となる不動産の新しい占有者である(メーター検針に依らない請求書がまだその占有者に送られていないことを条件とする)
- 深刻な水不足を抱えていると国務長官が判断した地域に住んでおり、そのため安全な水供給を維持する計画の一環として、水道メータープログラムの対象になっている

これら特定の状況については、「改正 1991 年水道産業法」および「1999 年水道産業(規定条件)規則」のなかで関連する規定が扱われている。

なお、「1999 年水道産業(規定条件)規則」は、担当区域のすべてあるいは大部分がウェールズにある水道会社には適用されない。ウェールズの水道会社「Welsh Water」が公表しているメーター設置についての手引きによれば、スイミング・プールをもっている顧客と、庭にスプリンクラーを備えている顧客は、メーターの検針結果にもとづき水道料金を支払わなければならない。それ以外の顧客は、かりにメーター検針にもとづく請求形態を選択したあとであっても、メーターが設置された日から 2 年以内は、いつでもメーター検針以外の請求方法へともどることができる。

2.4 このことは、地域によってはメーターの設置が義務づけられることを意味するのか？

いかなる水道会社も、たとえ深刻な水不足をかかえる地域を担当している水道会社であっても、メーターの全戸導入を義務づけられてはいない。

関連する法律は単に、水道会社にたいして、担当地域の水資源を管理するひとつの方法として、メーターにもとづく請求形態を選択する権利をあたえているだけである。深刻な水不足をかかえる地域の水道会社は、自社の「水資源管理計画」のなかでメータープログラムの実施について記してある場合にかぎり、メーターの検針結果にもとづく料金の支払いを顧客に要求することができる(水資源管理計画は、法律によって各社にその策定が義務づけられている文書で、その内容は国務長官によって承認されなければならない³⁾)。なお、水道会社の実施するメータープログラムについては、各社が Ofwat に提出する「事業計画」にもその詳細が記されている。「事業計画」は、Ofwat が各社の水道料金を 5 年ごとに評価・承認するプロセスの一環として提出される文書である。

2013 年 8 月、メーターの強制導入についての記事がメディアから出されたことをうけて、Defra は以下のプレス・リリースを発表した。

今週、我々はいくつかの水道会社を、2007 年にはじめて公表した「深刻な水不足をかかえる地域を担当する水道会社のリスト」から除外した。今回の除外にさいして、深刻な水不足をかかえるあらたな地域の追加はおこなっていない。そのため、大部分の水道会社および消費者には、今回の変更はなんの影響も及ぼさない。今回の変更によって、今後メーターを強制的に導入される消費者が増えるとはほめかした記事があったとしたら、それは真実ではない。

いかなる水道会社も、たとえ深刻な水不足をかかえる地域を担当する水道会社であっても、メーターの強制的な導入を義務づけられてはいない。メーターは、水道会社が水資源を管理するために使うことのできる数ある方法のうちのひとつにすぎない。

水道料金については、政府はこれまで以上にさまざまな対策を講じており、たとえばきわめて高額な支払いをおこなっている人向けに 50 ポンドの払い戻しの仕組みを作ったり、特定の世帯を対象に水道料金の減額制度などを設けている。

2.5 「深刻な水不足」を抱える地域に分類されているのはどこか？

国務長官は、「改正 1999 年水道産業(規定条件)規則」にもとづき、環境庁と相談し、水道会社の担当区域の全部または一部を、「深刻な水不足をかかえる地域」に指定することができる。

指定にあたって、国務長官はつぎのいずれかを検討しなければならない。

- 対象地域の一般家庭における現在の水需要が、この需要を満たすために現在利用可能な有効雨量にたいして、高い割合を占めている。
- 対象地域の一般家庭における将来の水需要が、この需要を満たすために将来利用可能になりそうな有効雨量にたいして、将来的に高い割合を占める可能性が高い。

「水道会社ごとの水不足分類」は 2013 年 7 月に更新された。この更新は、イングランドおよびウェールズの各地域における水不足の度合いを決めるうえで根拠となる最新の情報にもとづきおこなわれた。

³ 「改正 1991 年水道産業法」の第 37A 項によれば、各水道会社は、担当する地域の長期的な水需要をどのように管理していくのかを詳述した「水資源管理計画」を作成・公表し、それを維持しなければならない。水資源管理計画は国務長官により承認される。

国務長官は、「深刻な水不足をかかえる地域」との指定を、いつでも解除または変更することができる。つぎに示す水道会社の管轄地域は、2013 年に「環境庁」および「天然資源ウェールズ⁴」によって、深刻な水不足を抱える地域に分類された⁵。

- アフィニティ・ウォーター社 (Affinity Water)
- アングリアン・ウォーター社 (Anglian Water)
- エセックス・アンド・サフォーク・ウォーター社 (Essex and Suffolk Water)
- サウス・イースト・ウォーター社 (South East Water)
- サザン・ウォーター社 (Southern Water)
- サットン・アンド・イースト・サリー・ウォーター社 (Sutton and East Surrey Water)
- テムズ・ウォーター社⁶ (Thames Water)

上記のうちの 5 社 (アフィニティ・ウォーター、アングリアン・ウォーター、サウス・イースト・ウォーター、サザン・ウォーター、テムズ・ウォーター) は、担当区域において水道メータープログラムを実施中か、すでに実施済みである。

2.6 水道会社は顧客にたいしてスマートメーターの設置を要求できるか？

スマート水道メーターは、水の使用量を通常 1 時間ごとに自動で記録し、事業者におくる機器である。

英国と EU の定めるメーターに関する要件に適合しているかぎり、顧客にたいしてこういった種類のメーターを使うかの提案は、水道会社が自由におこなってよい。つまり、使用するメーターはスマートメーターであってもそうでなくても、どちらでも構わない。

スマートメーターを導入している水道会社

テムズ・ウォーター社は、ロンドンを皮切りに、現在自社の全顧客を対象として、スマートメーターの段階的な導入をすすめている。同社はスマートメーター導入の理由を、「データを可視化することで、顧客が自分たちの水の利用状況をより良く理解・管理できるようにし、将来世代の水道をまもるため」としている。ロンドンへのスマートメーターの導入は 2015 年にはじまり、2018 年 3 月までに 253,000 台のスマートメーターが、ロンドンにある 14 の区に導入された。

またアングリアン・ウォーター社は、担当区域の一部であるニューマーケットおよびノリッジにて、それぞれ 2017 年と 2018 年に、スマートメーターの試験導入をおこなった。同社が Ofwat に提出した 2020～2025 年の事業計画には、担当区域のすべての顧客を対象に、スマートメーターを段階的に導入するとの提案がなされている。

2.7 顧客は水道メーターの設置を拒否できるのか？

Ofwat が公表している文書『水道メーター ～質問への回答～』は、水道事業者の意向を拒否したい顧客にとって、

⁴ 訳注: ウェールズを所管する規制機関のひとつ。

⁵ 訳注: 2012 年と少し情報が古いですが、各水道会社の管轄地域を示した図が、つぎの英議会の文書の 4 ページ目に掲載されている。<https://www.parliament.uk/documents/commons-committees/Exiting-the-European-Union/17-19/Sectoral%20Analyses/14-Environmental-Services-Report.pdf>

⁶ 訳注: ロンドンの上下水道事業を担うのはこのテムズ・ウォーターである。

あまり希望のある内容とはなっていない。本文書に掲載されている質問のひとつは、「メーターを設置したくありません。その場合、わたしにはどんな選択肢がありますか？」というものだが、それにたいする回答は以下の文章ではじまっている。

もし、メーターの強制導入を可能にする、さきに述べた条件のうちひとつ以上があなたに当てはまるのであれば、水道会社はあなたの住居にメーターを設置し、使用水量にもとづき請求をおこなうことができます。

メーターの設置に不安がある場合、水道会社はあなたに、請求金額を減らすための支援や助言をおこなうことができます。また、水をもっと効率的につかうための多くの方法についても教えてくれるでしょう。

2.8 引っ越し先の水道メーターを取り外してもよいのか？

すでに水道メーターが設置されている不動産にあらたに引っ越してきた場合、そのメーターを取り除くことはできない。Ofwat によれば、「改正 1991 年水道産業法」は水道会社にたいして、既存の不動産に越してきたあらたな居住者に、メーター検針にもとづく請求をおこなうか否かを選択させることを義務づけてはいない。したがって水道会社は、不動産のあらたな居住者にたいして、検針結果にもとづいて請求する権利を有している（ただし、検針結果にもとづかない請求書が、まだ一度もあらたな居住者に送られていないことを条件とする）。

2.9 助けが必要な顧客にたいする支援にはどのようなものがあるか？

「料金の支払いが免除される制度」は存在しないが、料金の支払いに苦慮している顧客にたいして、いくつかその支払いを支援する仕組みがある。水道会社は該当する顧客にたいして、支払いに関する助言をおこなうべきである。詳細は各水道会社のウェブサイトから確認できる。

たとえば料金の支払いに関しては、これが全てではないが、つぎのような支援の仕組みがある。

- 水道会社から顧客に対して、水をもっと効率的につかうための助言の提供
- 支払い方法における選択肢：各水道会社には、顧客にたいして複数の支払い方法を提示することが義務づけられている
- 「WaterSure」制度：各水道会社には、メーター検針による請求がおこなわれている低所得世帯にたいして、その世帯が必要な条件を満たす場合にかぎり、請求金額に上限をもうけることが義務づけられている

(担当)調査事業部主任研究員 高橋 邦尚

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までEメールにてご連絡をお願いいたします。〒112-0004 東京都文京区後楽2-3-28 K.I.S飯田橋ビル7F (公財)水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL: jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-5805-0264 FAX 03-5805-0265

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー(第58号以降)は、下記アドレスでご覧になれます。

バックナンバー一覧 <http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-r1.html>

水道ホットニュースの引用・転載について

水道ホットニュースの引用・転載等を希望される方は、上記ホットニュース担当までご連絡をお願いいたします。なお、個別の企業・商品・技術等の広告にはご利用いただけません。